

第4期岡山市教育振興基本計画作成業務委託 仕様書

本仕様書は、岡山市（以下、「市」という。）が発注する第4期岡山市教育振興基本計画作成業務（その2）（以下、「本業務」という。）を受注する者（以下、「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 委託事業名

第4期岡山市教育振興基本計画作成業務委託

2 委託業務の目的

教育基本法第十七条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定された第3期岡山市教育振興基本計画の計画期間が令和7年度で終了することから、「第4期岡山市教育振興基本計画」（計画期間は、令和8年度から令和12年度）を新たに策定する業務を委託するもの。

3 本業務の内容

（1）第4期岡山市教育振興基本計画 冊子の作成

（2）第4期岡山市教育振興基本計画 概要版の作成

（3）第4期岡山市教育振興基本計画 動画の作成

（1）～（3）の作業に当たっては、事務局から提供されるデータをもとに、市民や教員にとって見やすい、分かりやすいものとなるよう、率先して有効な提案をし、常に市職員と十分に協議し進めること。

4 業務委託期間

契約締結日から令和8年6月12日（金）までとする。

5 業務管理

（1）受託者は正確かつ迅速に業務を遂行するため、計画策定等に係る実務経験を有し、作業経過や内容全般を常に把握する業務責任者を配置し、計画策定の円滑な実施のために、定期的に市と連絡調整を行うこと。また、履行期間内に業務を完了するよう、十分に余裕をもって必要な人員を配置すること。

（2）業務の実施にあたって、受託者は市の監督員と連絡を密にし、その連絡事項をその都度記録し、打ち合わせの際に相互に確認しなければならない。

6 費用負担

業務に伴う消耗品費、通信運搬費その他の必要な費用は、受託者の負担とする。

7 成果品、納入期限及び納入場所

(1) 成果品

- ① 第4期岡山市教育振興基本計画 冊子 1, 500冊
 - ・A4版30ページ程度
 - ・表紙、裏表紙はカラー印刷、計画内容を考慮してデザインする
 - ・本文ページは2色刷り、提供したデータを見やすいようアレンジする
- ② 第4期岡山市教育振興基本計画 概要版 13, 000冊
 - ・①冊子の内容を分かりやすくA4版フルカラー4ページ（A3二つ折り）にまとめる
 - ・「2 岡山市の教育理念」「6 岡山市の目指す教育」「9 第3期岡山市教育大綱との関連」の内容を必ず含める
- ③ 第4期岡山市教育振興基本計画 動画
 - ・①冊子の内容を分かりやすく、5分程度の動画にまとめる
 - ・「2 岡山市の教育理念」「6 岡山市の目指す教育」「9 第3期岡山市教育大綱との関連」の内容を必ず含める
- ④ 上記①～③の電子データ（Microsoft Office 2019形式及びPDF形式、CD-R）
※ 電子媒体によるデータ納品については、すべてウィルスチェック対策ソフトにより検査したうえで、納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(2) 納入期限 令和8年6月12日（金）までに納品すること。

(3) 納入場所 岡山市役所 岡山市教育委員会事務局教育総務部教育企画総務課

8 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。契約終了後においても、同様の義務を負う。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」という。）を遵守し、取得した個人情報の取扱に最大限の注意を払うこと。
- (3) 受託者は、契約書作成に合わせて、個人情報保護法に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。
- (4) 受託者は、岡山市から貸与された資料等を業務完了後速やかに市に返還しなければならない。

9 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに市にその状況及び内容を書面により報告し、市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

10 著作権について

- (1) 当該業務の実施に伴う成果物の著作権については、岡山市に無償譲渡すること。
ただし、受託者が従前から有する著作物あるいは第三者の著作物についての著作権は受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、当該業務の実施のために必要な、受託者が従前から有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また万一何らかの著作権問題が生じた場合は受託者の責任により対処すること。
- (3) 岡山市は本業務で製作された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物等あらゆる媒体、手段・手法により公表（公開、配布等）できるものとする。

11 その他

- (1) 業務の実施に当たり、岡山市契約規則、個人情報保護法、その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務に必要となる岡山市が保有するデータについては提供可能な範囲で無償提供する。
- (3) 契約業務の一部を再委託するときは、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し承認を得ること。
- (4) 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (5) 本業務の実施に際して、仕様書に定める事項及び仕様書に定められていない事項等に疑義が生じた場合は、遅滞なく市と協議して決めるものとする。なお、協議終了後、速やかに協議録を作成し、市へ提出すること。
- (6) 納品の後、成果品が契約の内容に適合しない場合は、委託者の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うこと。
- (7) 成果品の納品後1年を契約不適合責任期間とし、この期間内に契約の内容に適合しないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良個所を修正すること。
- (8) 本業務の内容等は、企画競争を踏まえ、最適提案者との協議の上、変更を加えることがある。